

入札・契約制度の一部見直しについて

入札・契約制度に係る以下の内容について、この度、見直しを行いましたので報告いたします。

1 工事請負契約等に係る前払金・中間前払金限度額の見直し

前払金は、工事請負事業者の着工資金を確保し、資金調達に係る金利負担の軽減、資金繰りの改善や、労働者・下請企業等への早期支払いの確保等の効果があり、円滑な工事施工のために、必要不可欠なものである。

近年、資材・人件費の高騰により、事業者の資金調達に係る負担が、大きなものとなっていることから、以下のとおり前払金・中間前払金の限度額の見直しを行うこととする。

(1) 見直し内容

前払金

契約種別	算定式	前払金限度額	
		現行	見直し後
工事	契約金額2億5千万円以下の部分の 4割 契約金額2億5千万円超の部分の 2割	4億円	限度額なし
設計・測量	契約金額の3割	5千万円	

中間前払金

契約種別	算定式	中間前払金限度額	
		現行	見直し後
工事	契約金額の2割	1億円	限度額なし

(2) 適用開始日

令和7年4月1日（適用開始日以降に発注する案件を対象とする）

2 委託契約における区内事業者限定の発注枠の見直し

区では令和2年度に公契約条例の基本方針に基づき、入札・契約制度を再構築し、工事請負及び委託契約における区内事業者限定の発注枠の拡大を行ったところである。

しかし、近年の急激な物価高騰や最低賃金等の上昇といった経済社会状況の変化に加え、区においては、令和3年度以降は特定公契約において労働報酬下限額以上の賃金の支払いを求めているところである。これらはいずれも予定価格の上昇に繋がる要因となるものであり、今後、区内事業者限定の発注枠を上回り、区内事業者の受注機会が損なわれる懸念があることから、以下のとおり発注枠の見直しを行うこととする。

(1) 見直し内容

委託契約における区内事業者限定の発注枠

現行	見直し後
予定価格4千万円未満	予定価格5千万円未満

(2) 適用開始日

令和7年4月1日（適用開始日以降に契約する案件を対象とする）